

都市再生の推進に関する指定都市市長会要請（案）

平成 14 年の都市再生特別措置法施行以来、およそ 20 年に渡り各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、ポストコロナ社会を見据えた新しい生活様式やデジタル化の進展等への対応に向けて、新しい時代に即した都市再生のあり方へとシフトすることにより、大都市のさらなる発展と国際競争力の強化、大都市と地方都市間の成長と分配の好循環等を図っていくことが求められている。

大都市においては、重要な都市開発プロジェクトを抱えており、その推進のためには、民間開発等の呼び込みや連携が欠かせず、都市の成長や安定的な事業推進に資する支援が今後も極めて有効であると考えられる。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方だけにとどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

については、都市再生の推進に向けて、下記の要請を行う。

記

（都市再生促進税制の特例措置期間の延長）

- 1 都市再生の推進に必要となる民間投資を促進していくためには、税制特例によるインセンティブが今後も引き続き有効であることから、令和 5 年 3 月 31 日までとなっている都市再生促進税制について、税率等の支援内容を縮減することなく、特例措置期間を令和 5 年 4 月以降も延長すること。

（各種都市再生制度に係る適用要件の緩和）

- 2 都市・地域によっては、都市再生のために必要となる民間開発の規模が必ずしも大規模であるとは限らないため、都市再生特別措置法施行令第 7 条第 1 項（民間都市再生事業計画の認定の申請）及び第 2 項（都市計画提案や事業認可等の申請）の都市再生事業についての面積要件を実情に応じて緩和できるようにすること。

(国際競争拠点都市整備事業への機動的な財政支援)

- 3 空港アクセスの整備やターミナル駅の機能強化などの長期的かつ広域的なプロジェクトを対象とする国際競争拠点都市整備事業については、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること。

令和 年 月 日

指定都市市長会